

日本数学会（春の年会 または 秋季総合分科会）大会委員長殿

貴大学におかれましてはますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

この度は貴大学におきまして日本数学会の（年会 または 秋季総合分科会）を開催することをご承認頂き、心から感謝しております。

さて、男女共同参画社会基本法を背景に内閣男女共同参画局と文部科学省の後押しで、日本学術会議の要請の下、傘下の理学および工学系の39の学協会が加盟する「男女共同参画社会学協会連絡会」が平成14年10月に発足いたしました。ここに加盟する当学会は、学協会連絡会の提案に賛同して学会時における保育室の設置を行っております。実務は日本数学会男女共同参画社会推進委員会が担当しており、日本数学会のホームページに当学会の過去の取り組みについて説明があります(<http://mathsoc.jp/comm/danjo-sankaku/>)。

つきましては、（年会 または 秋季総合分科会）開催時に当学会が企画運営する「一時保育室」を設置いたしたく、貴大学からご理解とご協力を頂けますようお願い申し上げます。貴大学の適切な場所に学会の期間中に限り保育室を設置することにご理解を頂くため、「保育室に関する確認書」という文書をここにお届けいたします。また保育室に関する事故に備えた損害保険の契約書写しを当学会事務局から後日郵送します。

「保育室に関する確認書」には、保育室開設に関する基本事項が書かれておりますが、そこにありますように当学会は損害保険に加入し、保育室に関わる万一の事故などの場合にも会場大学は一切の責任を免れる旨を確認致しております。

加えて、保育室利用者からは「一時保育室利用に関しての誓約書」という書式において「会場大学における一時保育室利用に関して万一何らかの事故がおきた場合であっても、会場大学およびその大会運営に関わる人は一切の責任を負担しないこと、日本数学会および数学会の保育室運営に携わる人の責任は同学会が加入する損害保険の範囲にとどまること、の二項目を全て確認し承諾した上で、子どもを日本数学会が企画運営する一時保育室に預ける」旨を誓約させ、当学会宛に事前に提出してもらいます。

また、保育の実際の担当者である保育士の派遣は、学会時の保育を専門としている会社に依頼しております。

以上をふまえて貴大学における当学会（年会 または 秋季総合分科会）中の保育室設置にご理解ご協力いただけますようお願い申し上げます。

日付 年 月 日

日本数学会 理事長 公印